

嘉麻市地下水採取規制条例

平成 2 5 年 9 月 3 0 日

条例第 2 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、嘉麻市環境基本条例（平成 1 9 年嘉麻市条例第 2 1 号。以下「環境基本条例」という。）に規定する基本理念に基づき、市内における地下水の枯渇及び地盤の沈下を防止するため、地下水の採取について必要な規制を行うことにより、市民生活にかけがえのない資源である地下水を将来にわたって保全し、もって市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 井戸 動力を用いて地下水（温泉法（昭和 2 3 年法律第 1 2 5 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉を除く。）を採取するための施設をいう。
- (2) 第 1 種井戸 揚水機の吐出口の断面積（吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計をいう。以下同じ。）が 6 平方センチメートルを超える井戸をいう。
- (3) 第 2 種井戸 揚水機の吐出口の断面積が 6 平方センチメートル以下の井戸をいう。
- (4) ストレーナー 井戸に設けられた収水孔をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、市民生活に支障が生じないようにするための地下水の保全に係る施策の実施に努めなければならない。

(地下水採取者の責務)

第 4 条 市内において、地下水を採取する者は、地下水をかん養し、かつ、その採取量の縮減に努めるとともに、市が実施する地下水の保全に係る施策に協力しなければならない。

(地下水採取規制地域の指定)

第 5 条 市長は、地下水を採取することにより周辺住民の生活用水に必要な安定した地下水源に影響を及ぼし、又は地盤の沈下が生じるおそれがある地域を地下水採取規制地域として指定することができる。

- 2 市長は、地下水採取規制地域を指定するに当たっては、あらかじめ、環境基本条例第16条第1項に規定する嘉麻市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、地下水採取規制地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を告示するとともに、市民に公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、地下水採取規制地域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

（第1種井戸の許可）

第6条 地下水採取規制地域において、第1種井戸を設置しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。設置した第1種井戸について、ストレーナーの位置を変更し、又は吐出口の断面積を拡大しようとする場合（第2種井戸を第1種井戸に変更する場合を含む。）も、同様とする。

- 2 市長は、次に掲げる基準に適合していると認める場合でなければ、前項の許可をすることができない。
 - （1） 周辺住民の地下水の有効的な利用に支障がないこと。
 - （2） 既存の水道水源又は井戸に影響を及ぼすおそれがないこと。
 - （3） 採取する地下水の用途が必要かつ適当であること。
 - （4） 他の水をもって代えることが困難であると認められること。
- 3 市長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項の許可を行うに当たっては、あらかじめ、環境審議会の意見を聴かなければならない。

（許可の申請）

第7条 前条第1項の許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- （1） 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- （2） 地下水採取の目的及び用途
- （3） ストレーナーの位置、揚水機の種類、吐出口の断面積及び附属設備に関する事項
- （4） 1日の平均採取量

(5) その他市長が必要と認める事項

(説明会の開催)

第8条 許可申請者は、前条の規定による許可の申請を行う前に、周辺住民に対し、地下水採取の内容についての説明会を開催しなければならない。

2 許可申請者は、前項の説明会を開催するときは、その開催日の10日前までにその旨を周辺住民に周知するとともに、市長に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の説明会に職員を立ち合わせることができる。

4 許可申請者は、第1項の説明会を行ったときは、遅滞なくその結果を市長に報告しなければならない。

(第1種井戸の設置の届出等)

第9条 第6条第1項の規定により、第1種井戸の設置の許可を受けた者(以下「第1種井戸採取者」という。)は、第1種井戸を設置した日から15日以内にその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

2 第1種井戸採取者は、第7条各号に掲げる記載事項に変更があったときは、その変更のあった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(水量測定器の設置)

第10条 第1種井戸採取者は、第1種井戸に採取量を測定できる機器(以下「水量測定器」という。)を設置し、毎月の採取量を市長に報告しなければならない。

(許可の失効)

第11条 第6条第1項の許可は、第1種井戸採取者が次の各号のいずれかに該当したときは、その効力を失う。

(1) 第1種井戸を廃止したとき(揚水機を動力によらないものとしたときを含む。)

(2) 第1種井戸を第2種井戸に変更したとき。

2 前項の場合においては、第1種井戸採取者は、30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第12条 市長は、第1種井戸採取者が次の各号のいずれかに該当したときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (2) 第6条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 第9条第1項、第10条又は第20条の規定に違反したとき。
 - (4) 次項、第19条、第21条又は第23条の規定による命令に違反した者
 - (5) 前各号に定めるもののほか、第1種井戸採取者が法令又はこの条例の規定に違反し、許可を継続させることが不適當であると市長が認めたとき。
- 2 市長は、第6条第3項の規定により許可に付した条件に違反した者に対し、その違反を是正するため、期限を定めて、必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による許可の取消しを行うに当たっては、あらかじめ、環境審議会の意見を聴かなければならない。

(第2種井戸の設置の届出等)

第13条 地下水採取規制地域において、第2種井戸を設置しようとする者は、あらかじめ、第7条各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者（以下「第2種井戸採取者」という。）は、第2種井戸を設置した日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 第2種井戸採取者は、当該井戸を廃止したときはその廃止をした日から、第1項の記載事項に変更があったときはその変更があったときから30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第14条 第6条から前条までの規定は、次に掲げる使用目的の井戸については、適用しない。

(1) 一般家庭における飲料水その他生活用水に供するための井戸

(2) 農業のかんがいの用に供するための井戸

(許可及び届出の承継)

第15条 第9条第1項の第1種井戸採取者又は第13条第2項の第2種井戸採取者（以下「採取者」という。）から当該井戸に係る施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る採取者の地位を承継する。

- 2 採取者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、採取者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により、採取者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(立入調査)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして採取者に係る当該井戸が設置された土地に立ち入らせ、調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により調査をする職員は、その職務権限を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 土地の占有者は、正当な理由がなければ、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(立入検査)

第17条 市長は、この条例による権限を行うため必要な限度において、職員をして採取者に係る当該井戸その他揚水機等の設備の設置の場所又は採取者の事業所若しくは事務所に立ち入り、当該設備その他の物件を検査させることができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の立入検査について準用する。
- 3 採取者は、正当な理由がなければ、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(指導等及び勧告)

第18条 市長は、周辺住民の生活用水に必要な安定した地下水源に重大な影響を及ぼし、又は地盤の沈下が生じるおそれがあると認めるときは、採取者に対し、指導若しくは助言をし、又は期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置を怠ったときは、期限を定めて、当該措置を講ずべきことを命ずることができる。

(勧告等の措置の届出)

第20条 第18条の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者が当該勧告又は命令に係る措置を講じたときは、7日以内に市長に届け出

て、その検査を受けなければならない。

(停止命令)

第 2 1 条 市長は、第 1 9 条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、必要な限度において期限を定めて、地下水の採取の一時停止を命ずることができる。

(氏名等の公表)

第 2 2 条 市長は、第 1 8 条の規定による勧告又は第 1 9 条若しくは前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくしてその勧告又は命令に従わないときは、当該勧告又は命令に従わない内容及びその者の氏名等を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされることとなる者に対し、その理由を通知し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

(緊急措置命令)

第 2 3 条 市長は、予見することができなかった特別の事情の発生により地下水の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、採取者に対し、相当の期間を定めて、地下水の採取の制限を命ずることができる。

(地下水保全協定)

第 2 4 条 採取者は、周辺住民又は市から当該井戸に係る協定の締結を求められたときは、これを締結するよう努めなければならない。

(委任)

第 2 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 2 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 0 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 6 条第 1 項の許可を受けないで第 1 種井戸を設置して地下水を採取した者

(2) 第 1 2 条第 2 項、第 1 9 条、第 2 1 条又は第 2 3 条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、3 0 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 6 条第 1 項の許可を受けるに当たり、偽りその他不正な手段を用いた者

(2) 第9条第1項若しくは第2項又は第11条第2項の規定に違反した者

(3) 第16条第3項又は第17条第3項の規定に違反して、第16条第1項の規定による立入調査又は第17条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(過料)

第28条 第13条第1項、第2項又は第3項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第26条から第28条までの規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定による地下水採取規制地域の指定の際、現に当該地下水採取規制地域において、第1種井戸（第14条の規定に該当する井戸を除く。）を設置している者は、当該指定の日（以下「指定日」という。）以後90日以内に第7条各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、第6条第1項の許可を受け、第9条第1項の届出をしたものとみなす。

4 附則第2項に規定する第1種井戸の設置者は、指定日から1年以内に当該井戸に水量測定器を設置し、毎月の採取量を市長に報告しなければならない。

5 第5条第1項の規定による地下水採取規制地域の指定の際、現に当該地下水採取規制地域において、第2種井戸（第14条の規定に該当する井戸を除く。）を設置している者は、指定日以後90日以内に第7条各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- 6 前項の規定による届出をした者は、第13条第1項及び第2項の届出をしたものとみなす。